

静岡県立農林環境専門職大学等における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン - 入学志願者及び学生に対する対応 -

(目的)

第1 このガイドラインは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第80号）及び障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応要領（平成28年3月30日静岡県訓令乙第4号）に即して、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）及び本学の教職員（会計年度任用職員含む。以下「教職員」という。）が、障害がある入学志願者及び本学の学生（以下「障害学生等」という。）に適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和4年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3 このガイドラインにおいて、不当な差別的取扱いとは、障害学生等に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害学生等でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害学生等の権利利益を侵害することをいう。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、本学は、正

当な理由があると判断した場合には、障害学生等にその理由を説明しなければならない。

- 3 このガイドラインにおいて、合理的配慮とは、障害学生等が他の者と平等に教育を受ける権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、教職員に過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、本学が過重な負担に当たると判断した場合には、障害学生等にその理由を説明しなければならない。
 - (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 費用負担の程度
 - (4) 財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 統括責任者
学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等に関し、本学全体を統括し、管理責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 管理責任者
静岡県立農林環境専門職大学の学部長及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の学科長をもって充て、統括責任者を補佐するとともに、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講じ、第5に規定する責務を果たすものとする。
- (3) 監督責任者
静岡県立農林環境専門職大学の学生部長及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の学生部長をもって充て、管理責任者を補佐するとともに、第6に規定する責務を果たすものとする。

（管理責任者の責務）

第5 管理責任者は、次の号に掲げる事項に注意して障害学生等に対する不当な差別的取扱いが行われないよう管理し、必要に応じて第10に規定する委員会に審議を申し出るものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消に関し、教職員に対する研修・啓発の実施等、教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(監督責任者の責務)

第 6 監督責任者は、障害学生等から第 9 に規定する相談窓口等に不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認するものとする。

- 2 監督責任者は、障害を理由とする差別があったと疑われる場合、管理責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。なお、必要に応じて第 10 に規定する委員会に審議を申し出るものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 7 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害学生等の権利利益を侵害してはならない

(合理的配慮の提供)

第 8 本学は、その事務又は事業を行うに当たり、障害学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

(相談体制の整備)

第 9 障害学生等及びその家族からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、学生課、教務課、保健医務室及びカウンセラー室に置く。

- 2 相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(障害学生等の支援)

第 10 障害学生等を支援するための委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員への研修・啓発)

第 11 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、障害特性を

理解させるとともに、障害学生等へ適切に対応するために必要な研修・啓発を行うものとする。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。